

ネットとうほく 2022 (検) 第 6 号-4
2025 年 (令和 7 年) 11 月 26 日

〒105-0004
東京都港区新橋一丁目 12 番 9 号
A-PLACE 新橋駅前 10 階
コスモヘルス株式会社 御中

〒981-0933 仙台市青葉区柏木一丁目 2-40
ブライトシティ柏木 703 号室
内閣総理大臣認定 適格消費者団体
特定非営利活動法人消費者市民ネットとうほく

理事長 吉岡和弘
電話 022-727-9123
FAX 022-276-5160
URL: <https://www.shiminnet-tohoku.com>
Mail: shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.jp



申入書兼要請書 (4)

従前より当団体から貴社に対して、不当な勧誘行為を行わないように申入れをしておりまして、今年度 (4 月～) に入りましても当団体に対し、以下のような情報提供が少なくとも 3 件ありました。

- ・貴社の設置する期間限定の店舗において、利用者が糖尿病に効く、目が良くなるなどの効用を謳い、それに従業員が便乗して商品を勧誘している。
- ・従業員が一般の医薬品や医療機関における治療を否定的に評価するような言動を行った上で、コスモヘルス社の電位治療器の (効能がない部分も含めた) 優位性を述べていて問題ではないか。
- ・電位治療器の禁忌とされているペースメーカー、持続的グルコースモニタリングシステム (CGM) 等を利用している通所者に対しても確認なく利用させている。

以上のような販売形態については、従前より申入れをしていた通り、貴社の商品について誤認を与える可能性が高いものと考えております。特に、ペースメーカー、CGM 利用者には電位治療器の利用は禁忌とされておりますところ、これを確認せずに利用させているとすれば非常に危険な行為であると思われます。

当団体としては、電位治療器において認められている範囲を超える効果・効能を謳う勧誘・広告行為について、行わないよう引き続き徹底した対策をするように申し入れるとともに、禁忌とされるペースメーカー、CGM 利用者には電位治療器の利用をさせないよう、要請するものです。

以上、よろしくお願いいたします。